

資料1	Pege全体	今後のスケジュールを検討するためには、まず令和6年度試行的事業を実施した結果がどうだったのか知りたいです。 【利用者】【施設】【運用する本市】それぞれの感想や問題点などは、フィードバックされているのですか？ フィードバックされているのであれば、その資料を会議資料に追加してください。	試行的事業における実施施設や利用者のご意見については、現在、各施設への訪問によるヒアリングや利用者・施設へのアンケート調査により集約を進めているところであり、今年度の事業終了後の各施設からの実績報告と合わせ、とりまとめを行っていく予定です。また、取りまとめた結果については、本部会や市会等への報告の他、令和8年度の本格実施に向けた制度構築に反映されるよう、国にも説明を行ってまいります。 なお、今年度においても、子ども家庭庁による本市実施施設の視察の際などに、別添のような、現時点で把握している施設や利用者のお声を国担当者に伝え、制度への反映などについて働きかけしているところです。
	Page4	本市の利用条件について教えてください。 令和6年度試行的事業では、本市は【利用施設は1施設に限る、月10時間上限】でした。令和7年度も本市は同じ条件ですか？ 令和8年度の制度本格実施では、内閣府令で定める【施設は複数利用できて、月10時間以上】で全国統一した条件になるのか？	国の検討会においては、令和7年度については、「月10時間」を補助基準上の上限とすることや、国が構築する総合支援システムにより上限時間内で複数施設を利用できる仕組みが検討されており、今後、要綱として具体的な事業内容が示される予定であることから、本市においてもこの内容を踏まえ、令和7年度の事業内容を構築していく予定です。 なお、令和8年度の本格実施に向けては、各自治体における令和6年度・令和7年度の実施内容も踏まえ、引き続き、国検討会において、制度構築に係る議論が進められるものと聞いております。
	Page9	STEP4量の見込みを算出 もし見込みより申し込みが多かった場合は、どうしますか？ 選定外の人が生じるのですか？	令和6年度においては、試行的事業であったことから、予め受入枠を限定し、これを超えた場合は抽選等により利用者を選定していましたが、令和7年度においては、対象要件を満たす方は、全て利用者として認定したうえで、総合支援システムにより、希望する施設に利用予約を行っていただく仕組みを想定しております。 このため、選定外となる方は生じませんが、全ての方が希望する時間数をご利用いただけるだけの利用枠を確保する必要があることから、実施施設の確保に努めてまいります。 なお、利用希望者数の実績が、量の見込みと大きく乖離するような状況となった場合は、中間見直しにおいて、量の見込みの修正を行ってまいります。
	Page11	選定数。選定外 選定方法を説明してください。	今年度の試行的事業においては、申込数が受入枠を超える施設においては、本市において機械的に抽選を行い、利用者を選定しております。
	Page17	令和7年度70施設程度の実施を想定 行政区別に申し込み数が違うから、必要な施設数も違います。70施設の行政区別の割り当てはどうなりますか？	本制度が、行政区をまたがり複数の施設を利用することが可能であり、広域で提供体制を確保する必要があることから、実施施設については、全市単位で確保していくことを予定しております。 今後、行政区をまたがった施設の利用状況等を踏まえ、行政区別の提供体制の確保が適当と判断される場合には、中間見直し等において、見直しを検討してまいります。
	Page17	令和7年度70施設程度の実施を想定 70施設は確保できるんですか？ 確保できなかったら、どうするんですか？	令和6年度の試行的事業においては、1次募集では13施設の実施にとどまったことから、2次募集においては、実施を検討されている施設を対象とした説明会や実施マニュアルの公開等により、事業内容について改めて丁寧に説明を行うなど、不安感の払拭に努めたところ、新たに27施設に実施いただけることとなりました。 令和7年度に向けても、各施設の実情に合わせ、無理のない範囲で実施いただけるよう、今年度と同様に説明会や個別相談等の丁寧な対応により、実施施設の拡充に努めてまいります。 なお、今年度の試行的事業の実施施設(40施設)の多くから、既に来年度以降の事業実施の意向を伺っていることや、来年度以降の新たな実施についてご相談いただいている施設も、現時点で複数あることから、現状以上の受入体制の確保は可能と考えております。